

函 子 子

令和4年12月2日

報道関係 各位

子ども未来部子育て支援課長

子育て世帯冬季生活支援特別給付金にかかる報道依頼について

このことについて、報道方よろしくお願ひ申し上げます。

記

- 1 給付金名称 子育て世帯冬季生活支援特別給付金
- 2 給付内容 別紙のとおり

(子ども未来部子育て支援課 21-3273)

## 子育て世帯冬季生活支援特別給付金

コロナ禍における原油価格や物価高騰等の影響が長期化する中で、灯油など暖房用燃料の使用量が増える冬季間に、子育て世帯の生活支援を行うため、市独自の給付金を支給します。

### 1 支給児童

平成16年4月2日から令和5年2月28日までに生まれた児童(一定の障がいのある児童は20歳未満、婚姻している児童は対象外)

### 2 支給対象者

基準日の令和4年9月30日(令和4年10月以降に出生した児童を養育する場合は、児童の誕生日)時点で、対象児童を養育する父母等で、次の養育要件のいずれかに該当する方

※本給付金は、広く子育て支援を行うことを目的としているため、所得要件は設けていません。

- (1) 令和4年10月分児童手当等を函館市から受給している方
- (2) 令和4年10月分児童手当等を所属庁から受給している公務員で、基準日において函館市に住民登録がある方
- (3) 児童手当等が所得要件で該当とならない方
- (4) 特別児童扶養手当を受給している方(所得制限により支給されていない場合を含む)
- (5) 高校生等(平成16年4月2日から平成19年4月1日までに出生した児童)を主として養育している方(父母の場合所得が高いなど生計を維持している程度の高い方)
- (6) 児童の保護者等で、現在児童と同居し養育している方(里親を含む)
- (7) 令和4年10月1日から令和5年2月28日までに出生した新生児を養育する方

### 3 給付額

対象児童1人当たり1万円

### 4 申請手続

給付金を受け取るには、申請不要の場合と申請が必要となる場合があります。

#### (1) 申請が不要となる場合

##### (ア) 対象者

1. 令和4年10月分の児童手当または児童扶養手当を函館市から受給している方
  2. 令和4年度の「国の子育て世帯生活支援特別給付金」または「市の子育て世帯物価高騰等緊急給付金」の受給者で、基準日において函館市に住民登録のある方
- ※令和4年11月中旬までに手当の認定または給付金の支給決定をされた方に限りますので、それ以降に決定等を受けた方は申請が必要となります。

##### (イ) 事前通知

令和4年12月初旬に事前通知を送付しています。

##### (ウ) 振込先

令和4年10月分の児童手当、児童扶養手当、国または市の給付金の受取口座へ振り込みます。

#### (2) 申請が必要となる場合

##### (ア) 対象者

基準日に住民登録があり、対象児童を養育している方

1. 公務員世帯で市の「市の子育て世帯物価高騰等緊急給付金」が未申請の方
2. 高校生のみ養育する世帯の方で「国の子育て世帯生活支援特別給付金」や「市の子育て世帯物価高騰等緊急給付金」が未申請の方

3. 令和4年4月1日以降に転入し「国の子育て世帯生活支援特別給付金」や「市の子育て世帯物価高騰等緊急給付金」が函館市で対象外だった方

4. 新生児の世帯の方(児童手当(公務員を除く)や、国や市の給付金が支給されている方は申請不要となる場合があります。)

#### (イ)申請書の発送等

令和4年12月初旬に、基準日に住民登録があり対象児童と同居している世帯主の方あてに申請書を送付しています。ただし、児童が市外に居住する公務員世帯や高校生のみを養育する世帯の方へは申請書の発送ができませんので、市のホームページでダウンロード、または子育て支援課、各支所担当窓口で入手してください。)

#### (ウ)申請方法

郵送または市役所・支所の担当窓口へ提出してください。

### 5申請期限(申請が必要な方)

令和5年2月28日(火)必着

令和5年2月下旬に出生した児童分のみ令和5年3月15日(水)まで

### 6支給日

申請が不要な方 令和4年12月21日(水)

申請が必要な方 令和4年12月21日(水)以降、申請書の審査が完了した方から順次支給します。

### お問い合わせ

子ども未来部子育て支援課

給付金担当専用ダイヤル

電話:0138-21-3353, 0138-21-3914